

入札参加者各位

阿南市保健福祉部こども保育課

質疑回答書

工事名 旧羽ノ浦すみれ保育所除却工事

【質疑番号:1、2】

質疑番号	質問	回答
1	解体工事の配置技術者(監理技術者または主任技術者)の資格要件についてご回答賜りますようお願い申し上げます。	本工事の配置技術者の資格要件については、建設業法第7条(許可を受けようとする者の基準)及び、建設業法施行規則第7条の3(知識及び技術又は技能を有するものと認められる基準)に定められている解体工事業の技術者要件を満たす者としています。 ただし、平成27年度までの施工管理技術検定に合格した技術者が、解体工事の監理技術者、主任技術者になるためには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講のどちらかが必要です。 また、建設業法第26条に監理技術者又は主任技術者の配置義務が定められており、建設工事の現場には原則として「主任技術者」の配置が必須ですが、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、そのうち5,000万円以上を下請け施工させる場合は、「監理技術者」の配置が義務付けられています。
2	特記仕様に道路拡幅工事(別途工事)とありますが、当設計数量外ですか。別途発注ですか。	特記仕様書の通り、別途発注工事であり、当設計数量外です。